平成23年度 第28回税制調査会議事録

日 時:平成23年12月21日(水)17時~

場 所:中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

〇五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、12月5日の税制調査会において設置され、12日以降、素案の策定に向けて 議論を行ってまいりました社会保障・税一体改革作業チームからの論点整理の報告を 受け、委員の皆様から御意見をいただければと存じます。

昨日を含めて、これまで5回にわたり作業チームを開催し、社会保障・税一体改革 成案の具体化に向けて検討を進めてまいりました。また、税制調査会において、各省 から意見を聴取するとともに、税調懇談会を2回開催し、税調メンバーからも様々な 御意見をいただいたところでございます。本日は、これまでの議論及び税調メンバー からの御意見を踏まえて、成案具体化のために作業チームとして整理した論点につい て御説明いたします。また、参考として2回の税調懇談会の資料をホームページに掲 載しますので、適宜御参照ください。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラマンの皆様は御退室をお願い申し上げます。

(カメラ退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。なお、質疑応答につきましては、全ての説明が終わった後に一括して行うこととしたいと考えております。

最初に、第5回作業チームにおいて、適正転嫁への取組みと価格表示等について議論を行いました。これについて、詳細を事務方より説明いたします。財務省、お願いします。

○住澤財務省主税局税制第二課長

お手元の「資料〔適正転嫁への取組みと価格表示〕」という資料をお開きください。 1ページに、適正転嫁への取組みについてまとめてございます。

平成元年の消費税の導入時及び平成9年の消費税率の引上げ時におきましては、各省庁が連携をいたしまして、適正な転嫁を図るための各種の取組みを行っております。 その取組みの内容につきましては、下の細かい字で書いております参考、それから、 取組みの例というところを御参照いただければと思います。

今般の消費税率の引上げに当たりましては、段階的な引上げになることも踏まえまして、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくことが必要ではないかと考えております。

2ページをお開きください。特に、例えば以下のようなケースについては、独禁法

等に基づき厳正に対処する必要がございます。

例えばケース1にございますように、自分の得意先に税率の引上げ分をなかなか転嫁できないということを理由にして、仕入れ先に対して代金から消費税分の減額を強要する、こういったような例は独禁法等に抵触するおそれがあるということで、厳しい取組みが必要ではないかと考えております。

次に、これに関連いたしまして、価格表示の議論がございましたので、3ページの方で整理をいたしております。価格表示につきましては、事業者間取引と消費者に対する価格表示の問題を区別して考える必要がございます。

まず、事業者間の取引につきましては、価格表示あるいは値決めの方式について、 消費税法上も、あるいはその他の法令上も特段の規制はございません。内税で取引を するにしても、外税で取引をするにしても、いずれの方式も認められてございます。

他方で、商慣習法上は外税方式が一般的であると言われておりますが、業種によりましては、取引ごとに価格交渉における表示形式の違いが存在していて、一部に混乱が生じているというお話もございます。

また、関係省庁においては、こういった事業者からの相談や指導に適切に取り組んでいく必要があると考えておりますが、特に先ほど申し上げたような独禁法上の優越的地位の濫用に該当するようなケースについては、未然に防止するために一丸となって対応に当たる必要があるものと考えております。

次に、消費者に対する価格表示でございます。EU 諸国におきましては、消費者保護の観点から、付加価値税相当額を含めた最終的な支払総額の表示を行うことを義務付けております。

4ページでございますけれども、我が国におきましても、平成 16 年から、消費税法 におきまして消費者に対して価格を表示する際に総額を表示するということを義務付 けております。

この考え方といたしましては、消費者が税額などを含めてレジで請求されるまで最終的に幾ら支払えばいいのか分からない、あるいはいろいろな価格表示が混在していますと消費者が価格の比較をしづらいといった御指摘があったことも踏まえまして、消費者の煩わしさを解消することが消費税に対する理解を深めていただくことにつながるといった考え方の下で実施されたものでございます。

この総額表示の例といたしましては、点線で囲っておりますけれども、1万 290 円という総額さえ表示されていれば、転嫁を容易にする等の観点から、税金の分 490 円というものを明示していただくことは一切禁止もされておりませんし、自由であるということでございます。

また、7ページに消費税法の規定がございますので、御覧いただければと思います。 まず第六十三条の二という条文でございますけれども、2行目で「不特定かつ多数 の者に課税資産の譲渡等を行う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合 を除く。)」ということで、消費者に対する販売が行われたときの規定であるということでございます。

また、4行目の最後の方を御覧いただきますと、「あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは」ということで、あらかじめ値札等において価格を表示する際に総額を表示する必要があるという義務付けでございまして、相対でいろいろな値段を交渉される際にはこの規定は適用にならないということでございます。

5ページ目にお戻りいただきたいと思います。こういった総額表示の義務付けは買い物をされる際の消費者の利便性を考えて実施したものでございまして、既に消費者の間では広く定着してございます。

こういった義務付けを無くすことにつきましては、レジで思いがけない税額を請求 されたり、あるいは価格の比較がしづらくなったりするということで、消費者に混乱 が生じるおそれがあるということに留意する必要があろうかと思います。

また、総額表示でなくするということは、EU 諸国をはじめ、国際的な基準からも外れてしまうということに留意が必要でございます。

その他、外税方式の方が転嫁をしやすいといった御意見もあるわけでございますが、 この点については、税抜き価格でも価格面での競争がなくなるわけではございません ので、一概に転嫁しやすいとは言えないという面もございます。

また、外税方式を義務付けるといった考え方に立つ場合には、多くの事業者の方が 総額表示を前提としたレジシステム等を既に導入しておりますので、これを変更する ことのコスト等についてどう考えるかといった点があろうかと思います。

以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、社会保障・税一体改革成案を具体化するための検討課題に関する論点 整理について、私と黄川田総務副大臣から報告をさせていただきます。

まず私から「資料〔論点整理(国税〕」と書いてある資料を基に説明をさせていただ きたいと思います。

この論点整理は、社会保障・税一体改革作業チームで5回にわたり議論をしてきた 内容をまとめたものでございます。

最初に、消費税の税率の引上げ(時期と幅等)についてでございます。

2ページ目を御覧ください。

まず、消費税引上げ時期に関する留意点として、社会保障改革との関係では、2015年までに実現すべき改革のための安定的な財源を確保する必要があること。財政運営戦略との関係では、遅くとも 2015年度までにプライマリー・バランス赤字対 GDP 比を2010年度から半減、遅くとも 2020年度までに黒字化する必要があることなどを挙げて

おります。

3ページ目、税率の段階的引上げに係る留意点としては、社会保障改革の内容やスケジュールとの関係、欧州債務問題などの国際情勢を踏まえた財政運営との関係、経済との関係、事業者の事務負担との関係などを記述してございます。

4ページ目、改革の方向性であります。

具体的な消費税率引上げの時期、幅については、記載をしておりません。これは、 今回の税制抜本改革の根幹の部分であり、この税調本体会合での皆様との議論、与党 における御議論を十分に踏まえた上で、素案において具体的に決定する必要がござい ます。

次に「経済状況の好転」の判断についてでございます。

一体改革の成案では、「経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施する」とされております。作業チームや税調懇談会では、内閣府から経済の現状と見通しに関する見解を聴取いたしました。それを踏まえ、累次の補正予算、震災復旧・復興等の取組み等により、足元の景気は緩やかに持ち直しており、先行きについても景気の持ち直しの傾向が続くことが期待されること、24 年度には復興需要を背景とした成長が見込まれ、25 年度以降は民需主導の経済成長に移行する見通しであること、ただし、海外経済の動向などの景気下振れリスクには十分注意する必要があることを示しておりますが、以上を踏まえれば、法案提出時点における総合的な判断として、経済状況は好転していくとの見通しが立てられるのではないかとしております。

税制抜本改革の実施前には、経済状況の好転について種々の経済指標を確認しつつ、 東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合 的に判断するとしております。

併せて、5ページ目の予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとして検討規定を設ける必要があるのではないかとしております。経済状況や検討規定につきましては、与党でも議論が進められており、ここでの議論と党の御意見も踏まえて、検討を深めたいと考えております。

また、財政健全化に向けた更なる取組みの中では、今般の税制抜本改革において、 2015 年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことにより、社会保障の安定財源確 保と財政健全化の同時達成の一里塚が築かれるとしております。

6ページ目からは、消費税の税収の使途と、いわゆる逆進性の問題への対応でございます。

まず、逆進性の問題への対応につきましては、7ページで税負担の現状等を示すと ともに、いわゆる逆進性についても一体改革成案における社会保障給付の充実、強化 と合わせた検討を行うことが必要としております。

次に、8、9ページにございますように、複数税率については、公平性、政策とし

ての効率性、事業者の事務負担、必要な税収が確保できなくなるという税収に与える 影響といった問題点を踏まえる必要がございます。

改革の方向性としては、10 ページにありますとおり、消費税収は全額社会保障 4 経費に充てることを法律上明確にし、会計上も使途を明確化することで、社会保障財源化すること。制度の簡素化や効率性などの観点から、単一税率を維持することとしてはどうか。また、一体改革に盛り込まれた社会保障の機能強化の一環としてのきめ細かな低所得者対策を着実に実施することにより、いわゆる逆進性の問題に対応できるのではないかということを示しております。

なお、いわゆる逆進性問題への対応という位置付けでの本格的な給付付き税額控除 の導入につきましては、番号制度の本格稼働、定着と合わせ、関連する社会保障制度 の見直しや所得控除の抜本的な整理とともに検討することとしてはどうかとしてござ います。

逆進性問題への対応につきましても、現在、与党で議論が進められております。党 の御意見も踏まえて、検討してまいります。

11ページからは、消費税の課税の適正化でございます。

まず、基本的な考え方として、事業者免税点制度と簡易課税制度については、中小企業者の事務負担への配慮という制度趣旨に配意し、制度を維持しつつ、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等から、見直しを行うこととしてはどうかと考えております。一部見直しでございます。

具体的には、11~12 ページにありますとおり、事業者免税点制度、簡易課税制度、中間申告制度の見直しを提起するとともに、単一税率を維持する場合には、いわゆるインボイス制度の導入は、その段階では必要ないのではないかと考えております。

13ページは、適正転嫁への取組みでございます。

消費税の導入時と5%への引上げ時においては、各省庁が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組み、便乗値上げ防止のための取組み等を実施しましたが、今般の消費税の税率の引上げに当たっては、段階的な引上げになることも踏まえ、より徹底した対策を講じていくことといたしております。

14 ページは、消費者に対する値札等に関する価格表示についての総額表示の義務付けについてです。消費者の利便性の観点や価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することとしてはどうかとしてございます。

また、消費税率の引上げを踏まえて、検討すべき事項として、社会保険診療報酬における手当と新築住宅の取得に係る必要な措置を挙げております。

これら個別の論点については、この場での御議論も踏まえ、素案の取りまとめに向けて検討を深めてまいりたいと考えております。

15ページからは、個人所得課税です。

個人所得課税については、まず、近年の所得再配分機能の低下などを踏まえた税率構造の見直しを行ってはどうかと考えております。最高税率の見直しの具体案については、別紙として19~21ページに付けておりますが、これらの具体案について、昨日の作業チームで御議論をいただきました。

最高税率の見直しの具体案については、税率は大幅な引上げとはせず、現行の 40% から 5 %高い 45%とした上で、適用される課税所得と企業収入について 4 つの案を示しております。それぞれの考え方、増収見込額、影響人員数については表のとおりでございます。

この場合の納税者の税負担がどの程度変化するかをお示ししたのが20ページでございます。一番左側から、給与収入、現行の税負担額、案①~案④とした場合の税負担額と、現行よりどの程度負担が増加するかをお示しいたしております。

例えば課税所得で3,000万円、給与収入で言えば3,500万円程度から45%とする案 ④の場合、一番右側にありますように、給与収入3,000万円までの方は一切負担の増加はありません。

一方、給与収入 4,000 万円の場合に 23 万円程度、5,000 万円の場合に 74 万円程度の 負担増となります。

なお、括弧書きで示しているのは、収入に対する税額の割合、すなわち実行税率が どの程度増えるかというものでございます。同じ案④の場合、給与収入 4,000 万円の 方で 0.6%の増加、給与収入 5,000 万円の方で 1.5%の増加にとどまります。

前のページにお戻りいただきまして、次に、ブラケット調整については、今、御説明した最高税率の引上げとともに、ブラケット調整も同時に行うことについてどう考えるかという論点でございます。この場合の負担額は、21ページにお示ししております。つまり、ブラケット調整を同時に行う案と、行わないという選択肢もあるということでございます。

以上の案について、昨日の作業チームにおいて様々な御意見を頂戴いたしました結果、ブラケットの調整を行うことが望ましいこと、また、最高税率の引上げについては、あまり低い水準からの引上げとすることは望ましくないことという方向性でおおむね一致をいたしました。しかし、最終的に素案でどのように取り扱うかについては、本日の御議論や党税調での御議論も踏まえた上で決めていくという扱いといたしております。

16ページには、成年扶養控除や配偶者控除など、各種の所得控除の検討の方向性について整理をいたしております。

17ページの年金課税につきましては、世代間の公平性、世代内の公平性を図る観点のほか、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していくこととしてはどうかといたしております。

18ページの金融所得課税についは、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲

の拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があるといたしております。

22ページは、法人課税についてでございます。

23 年度改正では、課税ベースの拡大とともに措置された法人実効税率の引下げは、復興特別法人税適用終了後の平成 27 年度以降に実現をいたします。その後も、引き続き、今般の税率引下げの効果などを検証しつつ、その在り方を検討してはどうかといたしております。

23 ページ、消費税以外の消費課税につきましては、まず、個別間接税との関係は、消費税に係る国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況などを勘案しつつ、引き続き検討することとしてはどうかといたしております。

24ページ、エネルギー課税、車体課税につきましては、24年度税制改正大綱に従い、 改革を進めることといたしております。24年度大綱のとおりでございます。25ページ の資産課税につきましては、23年度税制改正法案に盛り込まれた改革について、今般 の一体改革の中での実現を図ることとしてはどうかと考えております。

その他、番号制度、国際課税、国際連帯税につきましては、27、28ページにお示し しているとおりに取組みを今後進めてまいります。

以上、これまでの作業チームにおける論点の整理について御説明をいたしました。 今後、この論点整理をベースに、税調本体会合や与党において御議論をいただき、素 案を策定していきたいと考えております。引き続き、御協力をよろしくお願い申し上 げます。

それでは、地方の部分について、黄川田総務副大臣から御説明をお願いいたします。

○黄川田総務副大臣

引き続き、私から地方税分の論点整理について、御説明をさせていただきたいと思います。これは、国税分の論点整理と同様、社会保障・税一体改革作業チームで議論をしてきた内容等をまとめたものであります。

まずは地方消費税についてであります。

2ページ「(1)地方消費税の税率引上げの『時期、幅』」についてであります。先ほど五十嵐副大臣から御説明があったとおり、具体的な引上げの時期、幅については記載しておりません。また、引上げ分の国、地方間の配分につきましては、「国と地方の協議の場」等におきまして議論が続いております。

こうした議論を十分踏まえた上で、「素案」において具体的に決定する必要があると 思っております。

「(2) 地方消費税収の使途」についてでありますが、現行分の地方消費税を除く地方消費税収につきましては、その使途を明確化し、社会保障財源化することとします。 具体的な方法につきましては、地方団体の意見を踏まえて検討いたしたいと思っております。 3ページ「(3) その他」は引上げ分の地方消費税について、都道府県と市町村の配 分及び市町村交付金の交付基準の考え方について記載しております。いずれも地方団 体の意見を踏まえて検討する必要があります。

更に「(4)検討事項」として、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のための取組を進めてまいります。

4ページ、消費税と個別間接税との関係については、国税と同様の整理を行っております。

5ページ、個人住民税についてであります。個人住民税の在り方を検討する際には、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格を踏まえることが必要であります。 税率構造につきましては、比例税率の構造を維持することを基本とし、検討すること としてはどうか、また、諸控除等の見直しについては、所得税における諸控除の見直 し等にも留意しつつ、検討することにしてはどうか、としております。

6ページ、地方法人課税についてであります。地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、法律上、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間」の暫定措置と明記されており、全国知事会や東京都などからも廃止の要請を受けており、今回の一体改革に併せて抜本的な見直しをする必要があります。

また、一方、一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を 見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる必要があるのではないかと しております。

7ページ、社会保障・税に関わる共通番号制度についてでありますが、国税と同様の整理を行っております。

以上、地方税分の論点整理について御説明いたしました。国税と同様、今後、この 論点整理をベースに税調本体会合や与党において議論をいただき、「素案」を策定して いきたいと考えております。引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

ここまでの説明につきまして、御質問、御意見があれば、どうぞ御発言ください。 多岐にわたっておりますので、どの項目、あるいは何ページとお示しいただいてから 御発言をいただきたいと思います。

古川大臣、どうぞ。

〇古川国家戦略担当大臣

作業チームの皆さん、本当に御苦労様でございます。論点を非常に分かりやすくまとめていただいているのではないかと思います。その上で私から、2年前の政権交代の最初のときの税制改正大綱の中で示した方向性との関係で、少し申し上げたいと思うところがあります。

所得課税のところですが、今の我が国が置かれているというか、世界の状況ですけ

れども、グローバル化の進んでいる中で、かつてのような国が人や企業を囲い込める 時代から、人や企業の方が、それこそ担税力の高い企業とか人ほど納税する場所を選 ぶような時代になっている。そういう時代に合った税制を考えていかなければいけな い。納税者視点に立った税制というのは、正にそういうところで考えていこうという ところで、2年前にまとめたところがあります。

その中で言いますと、安易に税率を上げていくと、それは、本来であればもっと負担をしてもらいたい人が逃げていってしまうというリスクもあります。ですから、やはり格差是正という面では、特に所得の高い人に負担をしてもらう、そういった部分も非常に大事でありますけれども、そこは過度になると、そういうリスクもあるということは十分に配慮して、考えていかなければいけないのだと思います。

その中で、これはもう野党時代の税調からも議論をしていた話でありますが、一つは控除から手当へというのがありました。もう一つは、所得控除とか税額控除にしていく、これは所得控除を税額控除に変えていくと、これは税率を上げなくても、実質的には所得の再分配が進むということになります。税額控除は決まっていますから、所得の高い人であっても引ける税額は所得の低い人と全く同じ分しか引けませんから、そういう意味では野党時代からも、そして、確か2年前にも、様々な所得控除を見直していく中で、所得控除から税額控除への方向性を考えていくということを書いたはずであります。

ですから、これは消費税とも絡んでくるわけでありますけれども、消費税の逆進性対策のところで、私は給付付き税額控除は番号を導入した上で、10%に引き上がったところで導入というのが適当だと思いますけれども、この消費税の給付付き税額控除は消費税の仕組みというよりも、正にそこをやるのは所得税の仕組みでやるわけでありますから、そういった意味ではこの消費税の給付付き税額控除というものを考えていく中で、他の所得税の所得控除を税額控除で整理していく中で、所得控除から税額控除への方向を考えていく。そういうトータルの中で、この税率と控除の在り方。そこのバランスを取って考えていっていただきたということを1点お願いしたいと思っております。

もう1点、これは資産課税のところになりますが、今、一方で資産の多くをかなり 高齢者の人が保有しているという状況があって、格差を考えたときに、フローの所得 だけではなくて、その人の持っている資産とか、そういうものを含めた格差という点 でも着目していかなければいけない部分ではあるのではないかと思います。

そういう意味で、これは最後のところに資産税のところで、相続税の課税方式というところが少し書いてありますけれども、ある種、この亡くなったときに、言わばその資産をそのまま次の世代に移すのではなくて、亡くなったときに残っている資産というのは、言ってみれば、それは生きている間に様々、いろいろな社会全体、ここにも若干書いてありますけれども、扶養の社会化というのがありますが、様々な社会保

障とかそういうもので使わないで残ったとか、そういうところもあるわけですから、 そこは亡くなったときに一定程度、社会にもう一度還元してもらう。戻してもらうと いうような考え方は十分あるのではないか。

ですから、私は相続税に代わって遺産税というような形で、相続人から取るというのではなくて、亡くなった人から遺産となったときに、それは生きている間に保険料とか自己負担とかそういう形で負担をする分を後から亡くなったときの自己清算というような形で、一部分、社会に還元をしてもらう。そういうことも考えていくことが格差の世代間をわたっての是正という意味でも必要ではないかと思います。

ここは税制の抜本改革を行うに当たって、今、消費税にフォーカスが当たっている のですけれども、そういう所得税の在り方や資産税の在り方、こういうものも先に向 けての方向性がやはりしっかり見えるような形を是非素案の中では書き込んでいただ きたいということをお願いしたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

亀井政調会長。

○亀井国民新党政調会長

ここは政府の会議でして、私は入れていただいている立場で、党対党の話というのは別段階でありますけれども、ただ、今までずっと1月からこの政府の会議に関わってまいりまして、今に至るまで税率の話、消費税も税率が何%であるべきかという議論をしたことは一度も本当にないですね。ですので、税制調査会というのが一体何のためにあって、ここが議論の場でないなら、一体どこで議論をするべきなのかというか、私はわからなくなっております。

遅刻気味ではありますが、最近ずっと出て、議論を伺うようにしておりまして、いっての議論に入るのだろうかと思っておりましたが、今日初めてその国税の論点整理で消費税の 10%という数字が出てまいりましたが、ただ本当に一度も議論をいたしておりません。

私の記憶では、前回も6月までの間にも、こういってこの場で議論をいつするのだろうと思っている一方で、メディアでどんどん与謝野大臣が10%という発言をされるものですから、それが先に走るわけですね。今回もまだここでは議論をしていないのに、例えば藤井税調会長がどこかで見解を御発言になって、それが何年度に8%だの何だのと出ていくわけですが、そういうふうに議論をした覚えは全然ないわけで、純粋にこの場は何のためにあるのでしょうかということを私は伺いたいと思います。

そして、例えば軽減税率についても御提案を申し上げて、それに対していろいろな 団体の反対がございますと。特に中小企業から反対は強いという理解はいたしており ますけれども、だから採用しませんとはっきり決めたのか。どういう終わり方をする のか。私も言いっぱなしというのも余りよくないですし、この場の位置づけ方を伺い たいですけれども、よろしいでしょうか。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

まず、古川大臣の御指摘でございますが、税額控除についても議論をしておりますし、遺産税についても議論をこれまでもしてまいりました。これはすぐにそれが実現するというよりは、方向性としてはこれから、そうした方向を目指して検討していくということになってきていると思っております。

遺産税についてはもっと慎重に検討する必要があると思いますが、そうしたものも 視野に入れて検討をいたしておりますので、書きぶりはこれから素案のたたき台をま とめていくに当たって、党の御意見も伺いながら入れていくということになると思い ますが、全く触れないということにはならないで、勿論、それも含めて検討をさせて いただく。大臣のお考えはごもっともだと思っております。

亀井政調会長のお話でございますけれども、この場は何かというと、いわゆる民主党の政府で閣議報告をされました社会保障・税一体改革の成案を具体化してほしいという総理の諮問に対して、その素案をつくるという作業を今しているところでございますので、その10%、15年代半ばの10%というのは、ある意味でこれは動かしがたいところでございます。それに至る過程やいつからという点については、正に党とも御相談をしながら協議をしていく。これから決定される事項ということで、今日は言わば穴開きになっているということでございます。

軽減税率については、貴重な御提案をいただきました。これは全く問題にならないということではなくて、当然、軽減税率も逆進性対策の一つの方法として検討をしてきたわけでありますけれども、今の段階では、将来はともかくここまでの10%までの段階では、その複数税率を取るのは効率の問題等で、あるいは事業者の今まさしく会長自身御指摘がありましたように、事業者の事務負担というような面から難しいのではないかというお話になっていますが、将来の問題としては当然、それは方法としてあり得るということと、この場においても、ここでその逆進性の問題を結論を付けるというのではなくて、党の御意見を伺いながら、この逆進性についても今後まとめていくということになっております。

2010 年代半ばでの税率について御議論をいただいてはいけないということではございませんけれども、一応この会の使命としては、そこからスタートしているということを御理解いただきたいと思います。

森副大臣、どうぞ。

〇森文部科学副大臣

今の亀井政調会長の質問に関連してなのですが、これで 10%ということなのですけれども、もう既に議論が出ていれば申し訳ございませんけれども、この 10%という数字の根拠といいますか、この 10%税率を上げて、これはなぜ 10%なのかについて御説明をいただけるとありがたいのですが。

〇五十嵐財務副大臣

これも成案に記されているわけですけれども、社会保障が今、将来の世代の負担を織り込んで行われて実施をされている、穴が開いている状態でございます。その穴を埋めるのと、社会保障の強化も図るという両面。もう一つの側面としては、2015年までにプライマリーバランスの赤字幅を半減するという国際公約がありますから、それをしなければならないということでございます。

どうぞ。

○森文部科学副大臣

そうしますと、後段の方ですけれども、世界公約を果たすためにプライマリーバランスは財政赤字の穴埋めに使うということだと思うのですけれども、10%上げた分の何%が社会保障のところに行って、何%が財政赤字の穴埋めに行って、プライマリーバランスの改善のための世界公約を果たすということになるのか。今、具体的な数字がありましたので、つまり、財政赤字に回す方は何%なのかということについては、恐らくお答えになれるのだと思うのです。

○五十嵐財務副大臣

それはもう既に、これは最初に話をされていると思いますけれども、基本的に5%の上げ分は全部社会保障に使うということでございます。社会保障に全部使う。しかし、それが同時に、これは社会保障の部分は穴が開いているわけですから、その穴を埋めることになりますから、これは財政の健全化のために同時に役に立つということでございます。

亀井政調会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

ですから、10%という数字が出てくるまでの状況を私はよく知っていますけれども、なぜ 10%でなければいけないか、5%が正確にどこにどう使われるのかという議論は一度も、少なくとも政府のこういう会議でされたことはないわけなのです。

〇五十嵐財務副大臣

しているでしょう。

○亀井国民新党政調会長

していないです。例えば 12 がいいか、8 がいいかとか、そういうような議論というのはしていないのです。10 という数が先に出てきて、中身はどうなのですかと言って説明を求めたら、財務省が出てきました。それで 5 %のうちの 1 %は社会保障費の自然増の部分だ、次の 1 %が年金の財源の 3 分の 1 から 2 分の 1 のところに使うと。次の 2 %が機能強化に使います。最後の 1 %は財務省をはじめとして、消費税が倍になったときに調達にかかるから、その政府調達の出費の部分を税率に 1 %乗せてしまいますということでトータル 10 だと聞いています。

ただ、その機能強化の2%の部分、その2%がどこにどう使われるのかという説明

をきちんと聞いたことは一度もないわけです。今、はっきりしていることは、素案に書かれていることで、例えば最低保障年金、過去7万円になっているわけですよね。民主党の政策、なるべく私たち国民新党は取り入れたいと思っていますし、最低保障年金の考え方を否定したこともありません。ただ、国民にとってみれば、やはり年金問題は大きいですね。街頭インタビューで10%になっても年金が安心してもらえるのだったらしようがないかなという好意的なコメントもありますが、今回、5が10%になっても、別に最低保障年金7万円というのが実現するわけではないし、そこには使われませんよということは国民に分かってしまうことですから、仮に10%にするとしても、そこは余り無責任なことは書けないわけです。

ですので、本当に今まで全然責任がないのですけれども、機能強化の2%というのがどこにどう使われるのかということも含めて知りたいのです。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

社会保障・税一体改革をやってきまして、亀井政調会長もその会合には出ておられ ましたね。これは5月の連休明けに厚生労働省案というのが出てきたのです。その厚 生労働省の改革案中にこれを精査していくと、これは5%ということで、今おっしゃ ったようなことでいって、そこで基礎年金の3分の1から2分の1の財源だとか、あ るいは高齢者が増加していく自然増に充てるとかという形で、それは後付けというか ちゃんと数字を入れて出してきていますので、そこは全く議論してこなかったという のではないのです。私は時の総理大臣である菅総理を含めて、当時の担当大臣の与謝 野大臣が、その厚生労働省案と協議をしながら5%というところで財政再建目標の一 つである2015年のところに水準を合わせていこうと、こういうことで実は6月の初め に一体改革の成案ができたのが、6月2日でした。それが政府・与党の一体会合の中 で 6 月 30 日の成案決定になって、7月1日に閣議報告という形で整理したわけです。 その中身を今ずっと議論しているので、そこは全く議論しなかったというのはやや不 可解で、なぜ5なのかとか、7では駄目なのかとか、そういう議論があったかどうか というのは別にして、いわゆる社会保障の機能をどう強化し、社会保障の問題がある 点をどう改善するかというような議論は5月の連休明けに厚生労働省案が出てきて、 それで6月2日に向けてそれが整理されていったのが経過でした。

やや時間的にそれが早かったか、遅かったか、十分な議論の経過があったかどうかというのはいろんな角度があると思うのだけれども、経過的にはそういう中でこの税調の場に我々は総理から、内閣総理大臣である野田総理から、いわゆる 2010 年代半ばの 5 % 引き上げをきちんと税調の場でも議論してもらいたいということでこの議論は始まっているのではないでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

その6月2日に親会議があって、10というのが出てきて、その後、税調が始まったと思います。その6月30日までの間に、親会議が決めるのは制度を決めますと、その税率はどのぐらい必要かというのは税調で決めますということで、追いかけるように税調が6月30日に向かってあったと思うのです。それで集まったときに、10%というところに触っていいのですか、私たちは何を議論すればいいのですかというときがあって、いや10%は触らないでくださいということになって、では、私たちは何のために集まっているのでしょうかという雰囲気だったのですけれども、とにかく税調では、全く議論せずに終わってしまったのです。

私はいないときに何か物事が決まるのは嫌なのでずっと出ていたのですけれども、とにかくそこについて議論したことはないのです。例えば段階的に、最初は7%、次は10%にしましょうというときに、最初の7%というのは、では自然増の部分と年金の穴埋め、3分の1から2分の1の1%、その2つであって、機能強化の部分はゼロですよということで考えておられるのかというのも分かりませんし、何も分からないのです。段階的に上げるとしたら最初の何%は何に使われるのかとか、そういう説明は一度もないですし、議論されたこともないです。

10 という数はとにかく当時の与謝野大臣が出された数であり、与謝野大臣は東大の吉川教授と井堀教授を参考につくられていて、私の記憶では、井堀教授が、私は 10% ぐらいがいいと思いますということをおっしゃったというのと、あと軽減税率に関してはヨーロッパぐらい高くないとというか、スウェーデンみたいに 25%とかだったら分かるけれども、10%程度では軽減税率は要りませんというふうに言われて、その一言で終わりという議論にもならなかったという記憶しかないのです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

〇中野民主党税調会長代行

亀井政調会長のおっしゃるのはごもっともで、私もそう思う時期があったのです。 実は、民主党の党税調をお預かりしていますが、今日、民主党の党税調の論点のメモ も、ここに三角とか丸とか書いてあるこのまま、これと同じ形で出しているのです。

私たちが認識しているのは、成案の先ほど来 10%という話が出ていますそのことだけ認識しています。だから、7%、8%とか、2段階とかという話は個人的にいろんな人が話しているのだけれども、民主党税調の中でも役員会でも総会でも、その話はまだ入っておりません。

今日は経済との関係の論議をやりました。後半は逆進性の対策の話をいたしました。 逆進性についても、カナダ方式云々は分かりにくいねと。結局、いっそのこと、難し い名前ではなしに、戻し税とかという分かりやすい名前にしてくれないかという議論 もあったりいたしました。この税率のゴールについての話は、実は明日になるか、明後日になるか、まだ先の話です。今日、そういう議論をしている過程の中で出た意見は、1%上げて様子を見て、そして2段階目に4%という上げ方もあるねとか、毎年1%ずつ、5年かけて上げるという手もあるねとか、2%、3%という値段があるねとか、4%慎重に上げてみて、やはり足りなかったねということで後で1%上積みするというのもあるねとか、そういう意見もいろいろフリーに出ているというのが今の段階です。

勿論、ですから、やがてこれは党サイドでも議論をしますが、ここでもこれから議論をされる話だと思っております。先ほどこの数字、形を示しながら、五十嵐副大臣からこの論点についての説明がありましたが、私としては、現段階、このままで実は受け止めております。いろんな人が、藤井税調会長が話したりとかありましたけれども、これは我々個人的な見解をシミュレートしているという感覚で受け止めておりまして、それが意見だと思っているわけではありません。念のために申し上げました。

〇五十嵐財務副大臣

とりあえずのゴールの 10%について、私は私自身の受け止め方はたびたび説明をいただいていると思っています。これは基本的に社会保障改革の必要量から逆算しているものでございます。社会保障改革の考え方で、制度改革に伴って 2.7 兆円程度必要だと。高齢化が進行することによって 2.9 兆円程度必要だと。年金の 3 分の 1 から 2 分の 1 への引き上げに 2.8 兆円程度必要だと。機能維持のために 2.8 兆円程度必要だと。消費税に伴う社会保障支出の増等で 2.3 兆円。こういうようなものを足して、そして効率化をする分もあるわけですけれども、社会保障経費の節約を引いて、結局その計算から大体 5 %分、 13.5 兆円程度の財源が必要になるので、これが 5 %に相当するということで 5 %の引き上げという数字が出てきたという理解をしているわけで、そこからスタートしていますので、今から 11 がいいのか、9 がいいのかという話にはならないと思っております。

どうぞ。

〇古川国家戦略担当大臣

私も当時は党の調査会にいたわけなのですが、様々皆さんいろいろ議論はある中で、 先ほど峰崎参与からもお話あったように、2日に出てきた政府の成案を時間をかけて、 ここにいらっしゃる皆さんは何度もいろいろなお話をいただいて、その上で最終的に いろいろな思いがあるけれども、しかし、やはり政権与党として、こういう物事をち ゃんと決めて前に進めていかなければいけないということで、それは国民新党もいろ いろ御意見があったのは十分承知しております。そういうのも踏まえて、これは国民 新党もいらっしゃる中で6月30日に政府・与党の本部決定とした成案、この成案を今、 正にそれをどう具体化して素案にするかという議論になってきているわけです。

ですから、これは御党の代表などの亀井政調会長から私などもよく言われますけれ

ども、やはり政権与党という責任というものを考えれば、そこは何か1つずつ決めて前に進めていかなければいけないということはあるのだと思うのです。それはいろいろ思いはあると思います。私だってこのときにはいろんな思いもありましたが、しかし、ここで決めた以上は、決めたことをどう具体化していくか、そこのところで議論をしていかないと、またここから戻ってなどという話になると、これは本当に政権与党としての責任の自覚というものを問われることになるのではないかと思いますので、是非そこはここは決まっているという中で、それをどう具体化するかというところで皆さんに議論していただきたいなと、そのことを是非担当大臣としてお願いしたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

ここでお話ししてもしようがないことですけれども、決めたというか、まだ手を挙げていましたけれども、押し切られたというか、枝野大臣が一言大きな声で言ったというだけの話なので、それが実態でした。ただ、これは党対党の話です。私は、冷静にこれは 10%にすべきかということを置いておいたとしても、10%に仮に決めても、時期の問題と、あとどういう順番でというのがあるわけで、私は例えば5%が6%になったときに、最初に優先されるのは、年金の3分の1から2分の1の財源として1%を最初に使いたいとか、そういう優先順位というのは政府の中にあるのですかということも伺いたいのです。それもどういう順番で何%がどう使われていくかというのがわからないのです。

〇五十嵐財務副大臣

安住会長、どうぞ。

〇安住財務大臣

ですから、亀井政調会長、ストライクゾーンで話をしていただければ十分我々としても議論に乗れるのです。今みたいな話をこれからしていただくために素案となるものをしっかりと出して、それをベースにたたき台に議論してもらおうと思っています。それまでの環境整備を今まで延々とこうやってやってきたわけで、その中で5%分というのは前提ですから、これは10%を前提としてストライクゾーンで話をしてもらうということでスタートしているので、そこは我々の認識というのは、ここにいる幹部は少なくともスタートラインからずっと一緒なのです。

ですから、素案を近く、これからの議論の中でお示しをした中で、今みたいに階段をどうしていくのかとか、それとも直接いきなりというのか、また具体的な逆進性、 先ほど戻し税という話もありましたけれども、そういう話をどうするのかというのを 十分議論していただければと思っております。

○中野民主党税調会長代行

だから、まだここでそれはこれから議論して決める話。今は私見が出過ぎているというところがあるかもしれない。

○五十嵐財務副大臣

奥田副大臣、どうぞ。

○奥田国土交通副大臣

話題が変わってもよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○奥田国土交通副大臣

大きな根本的なところだったのですけれども、経済の動きと国土交通に関わる点で 少し御要望を伝えておきたいと思います。

資料で言えば国税の14ページ、引き上げを踏まえて検討すべき事項という部分になるかと思います。今、2点さらっと触れていただいていますけれども、これから議論が深まればいろいろなところから細部についての意見というものが出てくるかと思いますけれども、この中から4点。

1つは住宅であります。これは検討すべき事項ということで掲載していただいておりますことをお礼申し上げたいと思います。

2点目が印紙税についてです。不動産譲渡契約、そして工事請負契約という中で消費税と二重課税になっているという点で、廃止を含めた抜本的見直しというものについても議論をいただければと思います。

3点目は公共交通ということについてです。これまで運賃の値上げ、あるいはこれまでの消費税の課税というときには、売上げが大きく落ちるという現象が伴っておりますし、交通弱者対策ということで政府としてもその対応というものを示していただければと思います。

先ほどお話のありました軽減税率ということも含め、あるいは戻し税、また税の簡素化ということも通じて御検討いただければと思います。業界からは今、大きく普及しています IC カードシステムを改修するのに少なからぬ時間が必要だと、こちらも1年と聞いているものを精査しようとしておりますけれども、その税の変更の時期というものに突然には対応できないということも御了承いただければと思います。

4点目は、自動車ユーザーに対する課税。これは党としても訴えておりますけれど も、この簡素化、そして負担増とならないようにということについてまた御配慮をい ただければと思います。

以上です。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それぞれ検討課題に入っていたり、ICカードについては1年強の時間がかかるということを認識いたしております。これからの取りまとめの中

でどういう表現がいいか、皆さんでお考えいただきたいと思います。 牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

それでは、経済産業副大臣として一言だけ意見を述べさせてもらいたいと思いますが、法人課税などについては月曜日の税調で発言したので今日は繰り返しませんけれども、2点だけお聞きいただきたいと思います。

資料は論点整理の23ページになっておりますが、まず石油関係諸税につきましては、 東日本大震災ではガソリンあるいは灯油がいかに国民生活に大事なものかということ を再認識されたと思います。言わばライフラインの一翼を担うものでありまして、そ れがただでさえ資源価格が今高騰している中で、温対税に加えて消費税で更に価格が 上がれば、正直言ってガソリンスタンドなどへの影響が予想されますので、まさかの ときの供給に支障を来すおそれがあるとも考えておりますので、消費税を増税する際 にはこうした課税品目ごとの環境変化や国民生活の影響といった点も十分に勘案した 上で必要な措置も検討すべきではないかと考えております。

12ページに簡易課税制度についてとありますが、簡易課税に係るみなし仕入率の見直しについては、中小零細企業の経営に直結することから、大震災、歴史的な円高などの影響を踏まえて、平成23年度以降のデータも使うなど、慎重に見直すべきだと思っておりますので、御検討のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

簡易課税につきましては、今、平成 20 年度のデータを持っておりますけれども、21 年度、22 年度のデータも加味して、複数年度のデータを考えて、直すべきところを直していく、手直しをするという考え方でございます。

みなし仕入率ですね。森副大臣、どうぞ。

〇森文部科学副大臣

ありがとうございます。先ほどの件ですけれども、私は 10%の話を否定しているわけではなく、その中身についてもう少し分かりやすく赤字の穴埋め、つまり社会保障についての経費の赤字の穴埋めということなのだろうと思いますけれども、その辺をもう少し整理して説明をしていただくと、先ほど亀井政調会長からもお話がありましたけれども、どういう段階で何に働いていくのかということの議論にも資すると思いますので、そういう意味で御質問させていただいたということを御理解いただきたいと思います。

そこで、それとは違うのですけれども、4ページ、5ページの経済状況の好転の判断について、ここは税制大綱を作るときにも私どもはこだわった部分でして、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、一応さらっと読みますと、定性的には

経済状況の好転の判断についてということにはさらっと書いてあるのですが、結局は 4ページの最後の1行ですけれども、簡単に言ってしまえば総合的に判断ということ が結論なのかなということで、もう少しきちんと経済指標がどうなったらというふう に、具体的数字というものを私は素案の中に書き込むべきではないか。非常に重要な ことだと思うのです。

そこで私の方で案を申し上げたいと思うのですけれども、これは政府として平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定をいたしました新成長戦略の中に、2020 年度までの 11 年間をデフレ終結の前後で 2 つの期間に区切り基本方針を定めるということで、きちんとした戦略がこれで決まっているわけです。この中でデフレの脱却ということは今回の税制大綱にも盛り込まれたわけですけれども、デフレの脱却というのは極めて経済の好転のためにまずは前提条件ということで、具体的には GDP デフレーターで見て、1%程度の適度で安定的な上昇を目指すということがここできちんと閣議決定をされているわけです。

例えばこういうふうに経済状況の好転について具体の数字を書いていただくという、その前段には 2020 年度までの平均で名目 3 %、実質 2 %を上回る成長を目指すとか、いろいろ書いてあるわけですけれども、まずは最低限でのデフレ脱却、GDP デフレーターで見て 1 %程度の適度で安定的な上昇を目指す。これの実現というものも素案の中にしっかりと経済状況の好転の判断というふう明示的に示すべきではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

〇五十嵐財務副大臣

石田副大臣、どうぞ。

〇石田内閣府副大臣

これは内閣府で経済の好転ということを、森副大臣、おっしゃりたいのは少し楽観的に思っているのではないだろうかということも含めておっしゃっているのですか。

○森文部科学副大臣

そこまでは申し上げて。だから、この間から私がこだわっていますけれども、一体どういう分析に基づいてどういう数字を考えていらっしゃるのか。余りにも曖昧模糊としていまして、それを総合的に判断して経済状況が好転したということにするということは余りにも乱暴ではないかと思いますので。

〇石田内閣副大臣

それでは、経済状況の好転という用語についてまずお答えします。

これは附則第 104 条から使用されておりまして、この中で平成 20 年度を含む 3 年間の景気回復へ向けた集中的な取組を行うということにしていたのです。その取組では、平成 20 年というのはリーマンショック後で、2008 年度はマイナスの 3.7、2009 年はマイナスの 2.1、これが実質経済成長率でありました。

しかしながら、平成 10 年には森副大臣、御案内のとおり、3.1%とプラス成長に回

復したわけであって、この東日本大震災による影響で確かに非常に経済的にマイナスな部分はあったのですが、現在は表現として緩やかに持ち直しているということについては、先行きについても、これは震災の需要とかそういったものが加味されてきますので、その傾向は続くものということで、もろもろ含めて総合的な判断ということを書き込ませていただいたということでございます。

〇五十嵐財務副大臣

私から補足をさせていただきますけれども、いろいろな数値、指標がございます。これは必ずしも、状況、状況でそれぞれ動くものですから、みんな一致して上向きだとかあるいはずれたりして、一致して上向きとは限らないわけです。過去の景気の波を見ても遅行するもの、先に来るもの、そのときの状況で上下するものがあるものですから、そう簡単に1つの指標を、特定の指標だけで直接的、機械的に連動させて的確な判断はできないということが、ある意味で経済の世界では常識になっております。ですから、様々な経済指標がございます。それと、国際経済の動向あるいは直近の市場動向などを総合的に見極める必要があるということがこの表現の元になっていると思います。

○森文部科学副大臣

私は根拠なく言っているのではなく、先ほどの法律の附則の話は前の話であって、民主党政権、民主党の内閣として閣議決定をした平成22年6月18日の新成長戦略、要するにこの中できちんと経済の好転については、まずはデフレの脱却だと。全部読み上げませんけれども、デフレ終結後フェーズ2においては二度とデフレに戻ることのないよう、更に安定的な物価上昇を維持するとともに、着実な経済成長を実現する。デフレ脱却というのがまず前提なんです。フェーズ1でデフレ脱却をすると。しかも、具体的にGDPデフレーターで見て1%程度の適度で安定的な上昇を目指すとまで書いてあるわけですから、そもそも今はもうデフレが終わっているのですか。さっきの数字の成長がどうのという話ではなくて、まず、GDPデフレーターは改善されたのですか。

〇石田内閣府副大臣

今でもデフレはデフレですよ。

○峰崎内閣官房参与

デフレーターそのものは低下しているけれども、デフレです。

○五十嵐財務副大臣

要するにこの議論というのは、経済状況を悪くする、景気の波がございます。景気の波があって、悪いとき、下向きのときに実際の引上げが来てしまうと経済に大変悪い影響がある。これは避けなければいけないということなんです。ですから、それが事前に予測をなかなかできないわけです。前回も上がり坂だと思ったら実は下がり坂に上げてしまったということがあって、なかなかその判断ができませんから、緊急に

特別な状況が起きたときは、緊急にそれをとめるという条件を付すなどして、それに 対処しつつ、ここは逆に経済財政の安定化を図る方がむしろ私どもは経済のためにも、 実体経済のためにもいいと。

今、欧米で問題になっているのは、財政が金融不安を引き起こし、金融不安が明らかに実体経済に悪影響をもたらしているという状況があるわけですから、これはそのことも加味して、経済全体のことを考えなければいけないということだと思います。

○森文部科学副大臣

私は、私の勝手な考え方を述べているのではなく、この間、決定してきた閣議決定あるいはこの間の税制改正大綱、そこにデフレの脱却ということが明記されているわけですから、これが前提なのです。そのデフレの脱却と経済の小幅な動きとはまた違う話であって、まずデフレの脱却ということを強く意識されて、民主党政権としてこれは閣議決定したわけですから、少なくともそこは客観的な経済指標として明示的に素案の中に盛り込みませんと、今のようなあいまいな話ですと、総合的に勘案してという話で、結果として判断を誤っていたということになりかねないので、この間の議論、そして決定事項を踏まえてこういうことを入れてはいかがですかと提案しているのです。

〇五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

後でまたデフレーターの話は出してもらいたいのですが、森副大臣がおっしゃっているのは、去年の6月22日に閣議決定した中身で、新成長戦略について語っておられるので、それは確かに政府の閣議決定した目標値だと思います。ですから、その目標値に向けて努力するけれども、結果的にそれがどうなるかはまた別問題で、後で内閣府に教えていただきたいのですが、2000年代に入って、いわゆる実質経済成長率はどのぐらいの平均で上がったか。私の記憶では、1%を切っていると思います。

ですから、確かこの7月に2010年代半ばまでにどのぐらいのプライマリーバランスが赤字になるのか、5%上げたときにどうなるのかという予測を立てたときも、いわゆる慎重シナリオと成長シナリオと、成長シナリオが先ほど森副大臣がおっしゃったように、GDPが実質で2%、名目で3%。慎重シナリオは1%強と1%ぐらいしか上がらないという前提で上がっていっています。それをとっても、人口減少社会の中で、これは相当、1%でもなかなか大変なのではないかという現状認識みたいなものについては、確かに目標として数字を上げて出していくということについて1つの考え方であることは間違いないのだけれども、我々が考えておかなければいけないのは、一番保守的な見通しというか、相当厳しい見通しを立てた上でないと、財政の現状がGDPの200%で、今、五十嵐副大臣がおっしゃっているように、これ以上いったら危機的な状況がいつ起こるか分からないのではないのかという危険性すらうわさされている

わけですから、我々が立てた経済目標、デフレからの脱却、実質2%、名目3%の経済成長率を1つ考えておくということは、これまでの実績をどのように厳しく見ながら我々としては最低の今、お話したような現状を抑えた上で、やはり保守的に見て、その上で対応していく必要があるのではないか。

デフレは、デフレ連鎖をどうするかという議論になってくると、またこれは日銀の金融政策だと、今日も党の会合ではそういうものが出ていましたので、そういう議論が始まるとそっちの方に行ってしまうかもしれないので、これは別途また議論するのだったら議論してもいいと思うのですが、デフレからの脱却をどうするかという問題では、これも非常に重要な課題だということは我々は共通認識として持っておいた方がいいと私も思います。

ですが、今はやはり、先ほど五十嵐副大臣が後半の方でおっしゃっていたように、 ソブリンリスクというか、国債に対するいろいろなリスクを、我々は国際的にも非常 に厳しい見方で見ておかなければいけないと思いますので、そう考えていただく必要 があるのではないか。その意味で、総合的に判断するしかないのではないかと思って います。

〇五十嵐財務副大臣

これは経済の好転の条件についても、党とここの場の議論を踏まえて決めることになっていますので、この場で、今のこの会合で決めるものではございません。党の税調の審議を踏まえて決めることになっていますので、これはまだ引き続きやりたいと思います。

まず、今の状況については、明日、政府の経済見通しが出ますので、それを踏まえ 御議論をいただいた方がいいと思います。

滝副大臣、どうぞ。

○滝法務副大臣

基本的には、経済の好転ということを条件と設定したわけです。ところが、実際問題として、4ページにありますように、○、△のところを法律で埋めておくわけでしょう。そうしたときに、当然それは法律でもってこの案では二段階構えということになっているのでしょうけれども、具体的に経済が悪化したときに、臨機応変にどう対応するか。そういうのは作業チームで検討しておいてもらった方がいいと思います。

リーマン・ショックのときに、フランスとかイギリスは、いずれもごくわずかですけれども、付加価値税を下げました。あれは内閣の決定でやっていると思います。法律ではいじらずに、要するに閣議で下げていると思います。ですから、そういう手法が日本でも採れるのかどうか。最高限度額だけ決めておけば税率を落とすことは簡単に行くのかどうかという問題と、技術的に業者の方が急な税率の上げ下げに対応できるのかどうか。こういう2点の問題から作業チームでそこはきちんと詰めておいてもらった方が、議論が混乱しないで済むのではないかなと思いますので、よろしくお願

い申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

先ほど言ったように、例えばリーマン・ショックのような特別な状況が起きたときには配慮するという弾力条項は検討することになっておりますけれども、租税法定主義ですので、事前に政府にこれを委任するというのは、日本の法体系では難しいのかなと思います。

それでは、奥田副大臣、どうぞ。

○奥田国土交通副大臣

長くは言いませんけれども、確かにこの4ページの景気の経済の状況の判断というところは、消費税を動かそうとするときには大きな部分だと思いますし、党内で慎重な意見もあるわけですから、その慎重な人たちに説得力を持つときは、総合的な判断というものが何に基づいているのか。今、経済指標だけは書いてありますけれども、そこで好転したという判断を何をもってするかということは、数字の明記あるいは前に言った閣議決定のものがあるなら、その閣議決定の数値を踏まえてとか、何か数字があってもいい部分だと思います。それだけの意見です。

○五十嵐財務副大臣

この問題は、党税調でも大きな論点になっていると思います。党の御意見も伺いながら深めていきたいと思います。

そろそろ時間が来ておりますので、他に御発言をどうしてもしておきたいという方があったらどうぞお願いしたいと思います。

亀井政調会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

経済状況の好転の条件をどうとらえるかという話が続いておりましたけれども、結局、民主党としてデフレのときに増税をするのですか、しないのですかという決断をする必要があるのだろうと思います。

国民新党の考え方はすごくはっきりしていまして、税収を上げたいという目的がある。社会保障が厳しい、だけれども、デフレのときに増税をしたら税収はかえって減りますよと考えている政党なので、少なくともデフレが続いているときには増税はやめましょうとはっきりしているのですけれども、それが民主党は、党としてどうなのか。中で両方あるというのは存じております。

ですから、例えば消費税を何年度、何%を目指すけれども、そのときにデフレが続いていたらやりませんという書き込み方をするのか。そのことを含めて話し合う必要があるだろうと思います。最終的には税収が上がればいいわけですから。前回、3%から5%に上がったときに思ったほどの税収が見込めなかった原因があるわけですし、デフレをどうとらえるかを民主党として決める必要があると思います。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

実は、古川大臣から提起された問題はすごく重要な問題があるので、私どもが情勢認識というか、皆さんに考えていただきたかったのは、財務省が作った所得税に関する参考資料があります。その中で、本当に私も驚いたのですけれども、給与収入の分布の推移並びに給与収入 1,500 万円以上の分布の推移を見ると、この間、給与所得の平均値が下がっていっています。唯一、1,500 万円以上の層だけが上がっていっているわけです。つまり、日本版の格差の拡大なのです。

そのときに、諸外国では何をやっているかというと、富裕税というものをとったり、 資産に対する課税などをやっていて、我が方も去年、相続税の強化を少し出したので、 それなりにやろうとしたけれども、これができなかった。ついては、これはやはり消 費税の逆進性対策ということもあるけれども、こういう状態の中でよくよく考えてみ ると、この間、最高税率 65%までいっていたのが、50%まで下がっていて、こういう 層の人たちにもやや応分の負担をしてもらうことが現時点においては、1つの参考と してあり得るのではないか。古川大臣と一緒に作ったことでありますので、考え方も よく分かるのですけれども、そこは今日的に、一時的にこういう形で5%程度上げて いくというのは、1つのメッセージとしては、非常に重要なメッセージではないか。 税収を上げるとか何とかよりも、そういう意味での格差社会に対する対応ということ を理解してもらえればなと思っております。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

議論が尽きないのですけれども、時間の関係がございますので、今日のところはそ ろそろ終わりにしたいと思います。

本日、税調メンバーからいただいた意見や与党で行われている議論も踏まえて、これから開催される作業チームにおいてこの論点整理をベースとした素案の取りまとめに向けて議論をしていきたいと思います。

なお、所得税の最高税率の見直しに関してはいろいろな御意見をいただきましたけれども、基本的な考え方については、御異論がなかったのかなと思っております。他方で、最終的に素案でどのように取り扱うかについては、皆様からの御意見に加えて、党税調の議論も踏まえて決めさせていただきたいと思いますので、所得税の最高税率の見直しの取り扱いにつきましては、安住会長に御一任をしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

〇五十嵐財務副大臣

それでは、そのようにさせていただきます。 それでは、最後に安住会長からお願いします。

〇安住財務大臣

今日も熱心な御議論を本当にありがとうございました。

今、御指摘のあった経済の好転というものを具体的に何ぞやという議論、弾力的に 税を上げるときにリーマン・ショックのようなことや、ある種、著しい経済の変動等 があったときにどういうことをするのかとか、非常に核心的な議論になってまいりま した。他方で、やはり消費税の問題というのは、このまま放置しておけば大きな穴が 年金を含めてあいていくということも事実であって、そういう点では、本当に我々が 待ったなしで解決しなければならない状況にも来ている。

峰崎参与からも御指摘がありましたが、それとともに、今、富裕税というものを検 討しないといけないぐらい、逆に 1,500 万円以上の所得の方が増えてきていることは 統計上も明らかになっている。

そうしたことを総合的に勘案すると、私どもとしては、素案なるものをしっかりと 提示させていただく時期が近づいてきているのではないかなと思います。そういう中 で、素案というものを出させていただいて、それを是非御議論いただくようなタイミ ングを図りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

以上です。

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上で終わります。

ありがとうございました。

次回の日程につきましては、素案に向けた作業チームでの議論の進捗を見ながら決めたいと考えておりますので、追って事務的に御連絡申し上げます。

なお、記者会見は作業チーム終了後をメドで、財務省3階、記者会見室で行います。 御参集ありがとうございました。

〇安住財務大臣

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。